

## 薬局における後発医薬品の使用促進

骨子【IV-1(1)】

### 第1 基本的な考え方

薬局における後発医薬品調剤体制加算について、新たな数量シェア目標値を踏まえ要件を見直す。また、後発医薬品調剤体制加算とは別の後発医薬品使用促進策として、特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤割合が高く、後発医薬品の調剤数量の割合が低い保険薬局については、基準調剤加算を算定できないこととする。

### 第2 具体的な内容

後発医薬品調剤体制加算の要件について、数量ベースでの後発医薬品の調剤割合が65%以上及び75%以上の2段階の評価に改めることとする。

また、特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤の割合が90%を超える場合であって、後発医薬品の調剤割合が30%未満の保険薬局については、基準調剤加算を算定できないこととする。

「I-3-1-⑤」を参照のこと。

現 行		改定案	
【後発医薬品調剤体制加算】（処方せんの受付1回につき）		【後発医薬品調剤体制加算】（処方せんの受付1回につき）	
イ後発医薬品調剤体制加算1	18点	イ後発医薬品調剤体制加算1	18点
ロ後発医薬品調剤体制加算2	22点	ロ後発医薬品調剤体制加算2	22点
[施設基準]		[施設基準]	

<p>当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合がそれぞれ、以下のとおりであること。</p> <p>後発医薬品調剤体制加算 1 55%以上 後発医薬品調剤体制加算 2 65%以上</p>	<p>当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合がそれぞれ、以下のとおりであること。</p> <p>後発医薬品調剤体制加算 1 <u>65%以上</u> 後発医薬品調剤体制加算 2 <u>75%以上</u></p>
--	--